

発効日は平成26年10月1日

東京 最低賃金 888円！



兵庫
776円

千葉
798円

埼玉
802円

大阪
838円

神奈川
887円

愛知 800円

京都 789円

滋賀 746円

福岡 727円

鳥取 677円

賃金

定期給与

所定内給与

基本給

臨時の賃金
(結婚手当など)

諸手当

賞与など

所定外給与

時間外勤務手当

休日出勤手当

深夜勤務手当

この部分が最低賃金の対象となります。

※ただし諸手当のうち
精皆勤手当、通勤手当、
家族手当は最低賃金の
対象とはなりません。

最低賃金は働くすべての労働者が対象です。
正社員、臨時・パートタイマー・アルバイト、日雇い
性別、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

次の手当は除く

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

お問い合わせは (093) 771-7145 または (090) 9562-3937

松崎社会保険労務士事務所